

労働契約法 無期転換申込権発生期間の特例

研究開発強化法が改正され、下記の者については、労働契約法第18条第1項に規定する無期転換申込権が発生する期間の「5年」を「10年」とする特例が定められました（平成26年4月1日施行）。

記

1. 科学技術に関する研究者等であって大学等を設置する者又は研究開発法人との間で有期労働契約を締結したもの
2. 研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及びその活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に関する業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。以下「運営管理に関する業務」という。）に従事する者であって大学等を設置する者又は研究開発法人との間で有期労働契約を締結したもの
3. 大学等、研究開発法人及び試験研究機関等以外の者が大学等、研究開発法人又は試験研究機関等と協定その他の契約によりこれらと共同して行う研究開発等（以下「共同研究開発等」という。）の業務に専ら従事する研究者等であって当該大学等、研究開発法人又は試験研究機関等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの
4. 共同研究開発等に係る運営管理に係る業務に専ら従事する者であって当該共同研究開発等を行う大学等、研究開発法人又は試験研究機関等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの
5. 大学の教員等に任期に関する法律に基づく任期の定めがある労働契約を締結した教員等